○公立大学法人新見公立大学附属図書館規程

平成22年４月１日
規程第72号
改正　平成25年４月１日規程第72号
令和２年４月１日規程第72号
令和５年４月１日規程第72号

（目的）

第１条　この規程は、新見公立大学学則（平成22年規則第１号）第40条の２の規定に基づき、公立大学法人新見公立大学附属図書館（以下「図書館」という。）を設置し、教育及び研究等に必要な図書、雑誌、新聞、視聴覚教材等の資料等（以下「図書等」という。）を収集し、管理し、及び適切に保存し、もって本学学生、職員等の教育及び学術研究等に資することを目的とする。

（図書館長）

第２条　図書館に図書館長（以下「館長」という。）を置く。

２　館長は、理事長の命を受け、図書館業務を統括する。

（職員）

第３条　図書館に司書及び必要な職員を置く。

（資料）

第４条　図書等は、次に掲げるものをいう。

(1)　図書館備付資料（図書、雑誌、紀要、新聞、視聴覚資料等）

(2)　学部・学科等備付資料

(3)　その他分置資料

２　図書等は、一部のものを除いて図書原簿に登録し、日本十進分類法等に従って分類し、適切に管理することとする。

（資料の分置）

第５条　図書等は、職員の研究又は事務用及び学生の実習用として、研究室、事務室又は実習場に分置することができる。また、その保管責任は、各分置書庫の管理者が負うものとする。

２　館長は、必要に応じて職員に対し、前項の図書等の管理状況についての報告及び図書等の返納を求めることができる。

（寄贈及び寄託）

第６条　図書館は、図書等の寄贈及び寄託を受けることができる。

（委任）

第７条　図書館の利用に関する規程は、学長が別に定める。

附　則

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成25年４月１日規程第72号）

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日規程第72号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１日規程第72号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。